

当麻町地域防災計画

資 料 編

当麻町防災会議

〔目 次〕

資料編

資料	編	1
〔 関係機関等の連絡先 〕		
○	関係機関等の連絡先	1
1	当麻町（役場・消防署・公共施設等）	1
2	北海道	1
3	北海道警察	2
4	自衛隊	2
5	指定地方行政機関	2
6	指定公共機関	2
7	指定地方公共機関	3
8	近隣市町村（上川管内市町村）	3
〔 防 災 組 織 〕		
○	資料 1 災害対策本部掲示板	5
○	資料 2 消防組織及び消防施設の現況	6
1	消防組織図	6
2	消防署	6
3	消防団員の配置と管轄区域	6
4	消防施設の状況	7
〔 気象・災害履歴・震度階級等 〕		
○	資料 3 町の気象概況	8
○	資料 4 過去の災害の記録	9
○	資料 5 除雪作業基準	10
1	国道（北海道開発局旭川開発建設部）	10
2	道道（上川総合振興局旭川建設管理部）	10
3	町道	10
○	資料 6 気象庁震度階級関連解説表	11
●	人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況	12
●	木造建物（住宅）の状況	13
●	鉄筋コンクリート造建物の状況	13
●	地盤・斜面等の状況	14
●	ライフライン・インフラ等への影響	14
●	大規模構造物への影響	14
〔 災害危険箇所 〕		
○	資料 7 当麻町の河川及び水防区域	15
1	当麻町の河川	15
2	水防区域	16
○	資料 8 地すべり・がけ崩れ等危険区域	17
1	地すべり危険区域	17
2	急傾斜地崩壊危険区域	17
○	資料 9 土石流危険渓流	18
○	資料 10 山腹崩壊危険地区	20

○ 資料 11	地すべり崩壊危険地区	21
○ 資料 12	崩壊土砂流出危険地区	21
○ 資料 13	危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在	23
1	危険物製造所等施設状況	23
2	高圧ガス施設状況	26
3	放射性同位元素貯蔵所施設状況	28
[物資・資機材]		30
○ 資料 14	防災資機材・救援備蓄物資保有状況	30
[避難所]		32
○ 資料 15	避難所	32
1	指定緊急避難場所	32
2	指定避難所	32
3	福祉避難場所一覧	33
[通信・輸送]		34
○ 資料 16	緊急通行車両確認証明書	34
○ 資料 17	緊急通行車両標章	34
○ 資料 18	北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	35
[応急・復旧]		37
○ 資料 19	被害状況判定基準	37
○ 資料 20	応急金融の要綱	41
○ 資料 21	被災者生活再建支援法に基づく支援	53
[条例・協定等]		54
○ 資料 22	当麻町防災会議条例	54
○ 資料 23	当麻町災害対策本部条例	56
○ 資料 24	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	57
○ 資料 25	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	59
○ 資料 26	北海道広域消防相互応援協定	62
○ 資料 27	災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定	68
○ 資料 28	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	70
[様式]		72
○ 別記第 1 号様式	災害情報報告	72
○ 別記第 2 号様式	職員参集状況報告書	73
○ 別記第 3 号様式	職員参集状況集計表	74
○ 別記第 4 号様式	職員参集状況受付簿	75
○ 別記第 5 号様式	職員等安否確認調査票	76
○ 別記第 6 号様式	気象通報受理簿（兼送信票）	77
○ 別記第 7 号様式	水防活動実施報告	78
○ 別記第 8 号様式	災害情報	79
○ 別記第 9 号様式	被害状況報告（速報・中間・最終）	81
○ 別記第 10 号様式	災害情報速報	83
○ 別記第 11 号様式	公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）	84
別表 第 1 号様式		84
別表 第 2 号様式		84
別表 第 3 号様式		85

別表 第4号様式	85
別表 第5号様式	86
別表 第6号様式	86
○ 別記第12号様式	避難者世帯名簿	87
○ 別記第13号様式	避難所収容台帳	88
○ 別記第14号様式	避難所設置及び収容状況	88
○ 別記第15号様式	救助種目別物資受払簿	89
○ 別記第16号様式	被災者救出状況記録簿	90
○ 別記第17号様式	輸送記録簿	91
○ 別記第18号様式	炊き出し給与状況	92
○ 別記第19号様式	飲料水の供給簿	93
○ 別記第20号様式	世帯構成員別被害状況	94
○ 別記第21号様式	物資購入(配分)計画表	94
○ 別記第22号様式	物資の給与状況	95
○ 別記第23号様式	物資給与及び受領簿	96
○ 別記第24号様式	救護班活動状況	97
○ 別記第25号様式	医療実施状況	98
○ 別記第26号様式	助産台帳	99
○ 別記第27号様式	学用品の給与状況	100
○ 別記第28号様式	応急仮設住宅台帳	101
○ 別記第29号様式	住宅応急修理記録簿	102
○ 別記第30号様式	死体の搜索状況記録簿	103
○ 別記第31号様式	死体処理台帳	104
○ 別記第32号様式	埋葬台帳	105
○ 別記第33号様式	障害物除去の状況	106
○ 別記第34号様式	賃金作業員雇用台帳	107
○ 別記第35号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	108
○ 別記第36号様式	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書	109
○ 別記第37号様式	救急患者の緊急搬送情報伝達票	110
○ 別記第38号様式	自衛隊災害派遣要請の依頼について	111
○ 別記第39号様式	自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について	112

〔 関係機関等の連絡先 〕

○ 関係機関等の連絡先

1 当麻町（役場・消防署・公共施設等）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
当麻町役場	当麻町 3 条東 2 丁目 11-1	0166-84-2111
当麻町教育委員会	当麻町 3 条東 2 丁目 11-1	0166-84-2111
大雪消防組合当麻消防署・団本部	当麻町 3 条東 3 丁目 10-15	0166-84-2135
大雪消防組合 消防本部	上川郡美瑛町本町 4 丁目 5-20	0166-92-1119
スポーツセンター	当麻町 4 条東 2 丁目 16-2	0166-84-5008
町民プール	当麻町 4 条東 2 丁目 16-1	0166-84-5567
グリーンヒル運動場（センターハウス）	当麻町 6 条西 3 丁目	0166-84-3163
キャンプ場	当麻町市街 6 区	0166-84-3163
農村環境改善センター	当麻町 4 条東 2 丁目 16-3	0166-84-5353
パピヨンシャトー	当麻町市街 6 区	0166-84-2001
ふれあい交流センター「輝き」	当麻町 4 条西 3 丁目 1-35	0166-58-8855
町立図書館	当麻町 4 条東 2 丁目 16-3	0166-84-2566
ヘルシーシャトー（温浴施設）	当麻町 6 条西 4 丁目 2-8	0166-58-8112
保健福祉センター	当麻町 6 条西 4 丁目（ヘルシーシャトー併設）	0166-84-3343
大雪浄化組合	上川郡比布町基線 14 号	0166-85-2580
国民健康保険当麻町立診療所	当麻町 4 条西 3 丁目 14 番 2 号	0166-84-2335
物産館（道の駅）	当麻町宇園別 2 区	0166-58-8639
くるみなの木遊館	当麻町 6 条西 4 丁目 3-1	0166-84-2882

2 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道庁（代表）	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-231-4111
上川総合振興局（代表）	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5900
同 地域政策課（防災）	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5918
同 旭川建設管理部 道路課 治水課	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5154 0166-46-5156
同 事業課	旭川市東 3 条 5 丁目 1-44	0166-26-4461
同 保健環境部保健行政室 （上川保健所）	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5979
同 南部森林室	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5998
上川教育局	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-4942

名 称	所 在 地	電 話 番 号
上川農業改良普及センター	上川郡当麻町宇園別 2 区 748 番地	0166-84-2017
上川家畜保健衛生所	旭川市東鷹栖 4 線 15 号	0166-57-2232

3 北海道警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
旭川方面本部	旭川市 1 条通 25 丁目 487 番地 6	0166-35-0110
旭川方面旭川東警察署	旭川市 1 条通 25 丁目 487 番地 6	0166-34-0110

4 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第 2 師団第 2 特科連隊	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111

5 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道開発局旭川開発建設部	旭川市宮前通東 4155 番 31 旭川合同庁舎内	0166-32-1111
旭川開発建設部 旭川道路事務所	旭川市神楽 1 条 6 丁目	0166-61-0136
同 上川分庁舎	上川郡上川町旭町	01658-2-1261
同 旭川河川事務所	旭川市永山 1 条 21 丁目 3 番 21 号	0166-48-2131
北海道農政事務所 旭川地域センター	旭川市宮前通東 4155 番 31 旭川合同庁舎内	0166-76-1277
北海道森林管理局旭川事務所	旭川市神楽 3 条 5 丁目 3 番 11 号	0166-62-6738
同 上川中部森林管理署	旭川市神楽 3 条 4 丁目 3 番 25 号	0166-61-0206
旭川地方気象台	旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号 旭川合同庁舎東館 6 階	0166-32-7102

6 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社 旭川東郵便局	旭川市東旭川町共栄 98-4	0166-36-0601
同 当麻郵便局	当麻町 4 条東 2 丁目 16-5	0166-84-2660
同 伊香牛郵便局	当麻町伊香牛 2 区	0166-84-2597
同 宇園別郵便局	当麻町宇園別 1 区	0166-84-2596
株式会社 NTT 東日本北海道 旭川支店	旭川市 10 条通 10 丁目	0166-20-5410
北海道電力株式会社 旭川支店	旭川市 4 条通 12 丁目 1444 番地の 1	0166-23-1121
株式会社 NTT ドコモ北海道支社 旭川支店	旭川市 2 条通 8 丁目	0166-26-7544
日本赤十字社北海道支部	札幌市中央区北 1 条西 5 丁目	011-231-7126
日本放送協会旭川放送局(NHK)	旭川市 6 条通 6 丁目 27 番地	0166-24-7000
北海道旅客鉄道株式会社旭川支社	旭川市宮下通 6 丁目	0166-25-3148
JR 北海道旭川駅	旭川市宮下通 8 丁目	0166-25-6736

7 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道放送株式会社 旭川放送局(HBC)	旭川市1条通8丁目542-4	0166-23-6610
札幌テレビ放送株式会社 旭川放送局(STV)	旭川市東旭川北2条6丁目1番2号	0166-36-1010
北海道テレビ放送株式会社 旭川支社(HTB)	旭川市2条通8丁目	0166-25-4151
北海道文化放送株式会社 旭川支社(UHB)	旭川市4条通9丁目	0166-26-2010
株式会社テレビ北海道旭川支局(TVH)	旭川市7条通13丁目	0166-22-9336
上川郡中央医師会	上川郡美瑛町北町2丁目2-17 美瑛循環器・内科クリニック内	0166-92-8022
旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目1-52	0166-22-2361
旭川薬剤師会	旭川市金星町1丁目 旭川薬剤師会館	0166-29-2422
北海道獣医師会上川支部	旭川市宮下通14丁目右1号 農業会館上川生産連内	0166-24-1600
北海道土地改良事業団体連合会上川支部	空知郡中富良野町丘町7番18号 富良野土地改良区内	0167-44-2131
同 道北事務所	上川郡東神楽町南1条東2丁目	0166-83-3817
当麻土地改良区	当麻町4条東3丁目6番63号	0166-84-2231
旭川地区バス協会	旭川市東旭川町共栄128	0166-34-6431

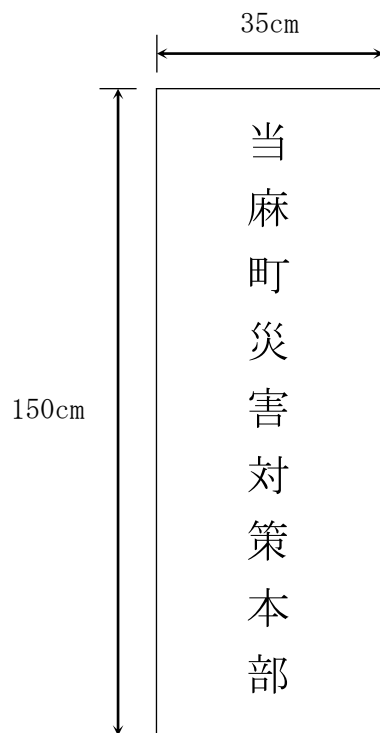
8 近隣市町村（上川管内市町村）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
旭川市	旭川市6条通9丁目	0166-26-1111
士別市	士別市東6条4丁目1番地	0165-23-3121
名寄市	名寄市大通南1丁目1番地	01654-3-2111
富良野市	富良野市弥生町1番1号	0167-39-2300
鷹栖町	上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号	0166-87-2111
東神楽町	上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号	0166-83-2111
比布町	上川郡比布町北町1丁目2番1号	0166-85-2111
愛別町	上川郡愛別町字本町179番地	01658-6-5111
上川町	上川郡上川町南町180番地	01658-2-1211
東川町	上川郡東川町東町1丁目16番1号	0166-82-2111
美瑛町	上川郡美瑛町本町4丁目6番1号	0166-92-1111
和寒町	上川郡和寒町字西町120番地	0165-32-2421
剣淵町	上川郡剣淵町仲町37番1号	0165-34-2121
下川町	上川郡下川町幸町63番地	01655-4-2511
美深町	中川郡美深町字西町18番地	01656-2-1611
音威子府村	中川郡音威子府村字音威子府444番地1	01656-5-3311
中川町	中川郡中川町字中川337番地	01656-7-2811
上富良野町	空知郡上富良野町大町2丁目2番11号	0167-45-6400

名 称	所 在 地	電 話 番 号
中富良野町	空知郡中富良野町本町 9 番 1 号	0167-44-2122
南富良野町	空知郡南富良野町字幾寅 867 番地	0167-52-2112
占冠村	勇払郡占冠村字中央	0167-56-2121
幌加内町	雨竜郡幌加内町字幌加内 4699 番地	0165-35-2121

〔 防 災 組 織 〕

○ 資料 1 災害対策本部揭示板



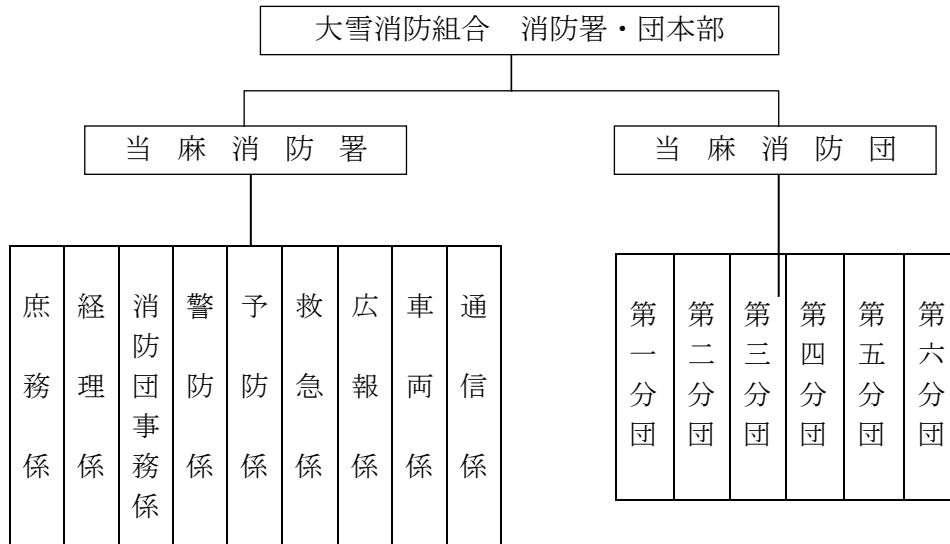
標 章



○ 資料2 消防組織及び消防施設の現況

(平成30年4月現在)

1 消防組織図



2 消防署

消防署の職員構成

(平成30年4月)

階級別	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	合計
人数	-	3	5	2	4	3	17

3 消防団員の配置と管轄区域

(平成30年4月)

区分	団員数	管轄区域
当麻消防団	本 団	2 団長・副団長
	第1分団	30 市街・中央・東地区
	第2分団	19 宇園別地区
	第3分団	15 伊香牛地区
	第4分団	11 北星地区
	第5分団	17 開明地区
	第6分団	15 緑郷地区
	計	109

4 消防施設の状況

車両		
消防署	小型ポンプ付大型水そう車	1台
	指揮車	1
	水槽付消防ポンプ自動車	1
	救急車	1
	資機材搬送車	1
消防団	水槽付消防ポンプ自動車	1
	消防ポンプ自動車	6
	小型ポンプ	2

消防用水利	
防火水そう 40t 以上	22
防火水そう 40t 未満	-
消火栓	160
消防用井戸	4

〔 気象・災害履歴・震度階級等 〕

○ 資料3 町の気象概況

平年値	降水量	気温			風速	日照時間
	(mm)	(°C)			(m/s)	(時間)
	合計	平均	最高	最低	平均	合計
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1989～2010
1月	54.1	-8.8	-4.6	-14.3	1.7	69.5
2月	40.3	-7.9	-3.1	-13.9	1.8	103.6
3月	46.8	-3.0	1.7	-8.5	2.1	140.5
4月	46.7	4.5	10.2	-1.0	2.3	163.1
5月	68.3	11.2	17.8	5.0	2.4	191.1
6月	64.5	16.2	22.6	10.7	1.9	181.1
7月	120.2	19.8	25.7	15.1	1.7	162.8
8月	137.1	20.5	26.3	15.9	1.6	160.8
9月	137.5	15.2	21.4	10.1	1.7	149.8
10月	105.3	8.4	14.3	3.4	1.9	120.5
11月	104.8	1.4	5.3	-2.4	2.2	59.0
12月	76.1	-5.3	-1.8	-9.6	1.9	47.4
年	1,015.1	6.0	11.3	0.9	1.9	1,547.1

資料：平成31年2月時点 気象庁（観測地点：比布）

○ 資料 4 過去の災害の記録

発生年月	種別	地域	被害状況
昭和 28 年 8 月 1 日	集中豪雨	全町	31 日夕刻から降り出した雨は、1 日になってさらにその勢いを増し牛朱別川水系及び当麻川水系が氾濫し全町的な被害を受けた。 農業関係被害 1,311 戸 土木関係被害 10 ヲ所
昭和 29 年 9 月 26 日	台風	全町	26 日夜半台風 15 号は上川平野にまで達し、大きな被害を受けた。 中心気圧 960mb、風速 40m を記録 住宅被害 100 棟 約 7,053 万円 農業関係被害 約 200 億円 土木関係被害 約 527 万円
昭和 45 年 8 月 1 日	集中豪雨	全町	31 日夜半から 1 日にかけての激しい雷をともなった豪雨は町はじまって以来の記録的な大雨をもたらした。 住宅被害 299 棟 約 1,100 万円 農業関係被害 1,217ha 約 25,000 万円 土木関係被害 112 か所 約 54,500 万円
昭和 50 年 8 月 23 日	台風	全町	23 日から 24 日にかけて台風 6 号と寒冷前線が競合して、町内の降雨量は 119 mm に達し、24 日早朝には各河川、側溝からあふれだし堤防を決壊し田畑に襲いかかった。 住宅被害 床上浸水 2 棟 約 600 万円 床下浸水 13 棟 農業関係被害 40ha 約 1,700 万円 土木関係被害 14 か所 約 4,300 万円
昭和 54 年 7 月 9 日	集中豪雨	中央 4・5 区 東地区	9 日の午後 4 時 30 分過ぎから雷とともに集中豪雨が 1 時間ほど続き、沢地帯に鉄砲水が走り河川の氾濫や河岸決壊などの被害があった。 農業関係被害 78ha 約 900 万円 土木関係被害 約 4,100 万円
昭和 56 年 8 月 3 日～5 日	集中豪雨	全町	3 日夜半から降り始めた大雨は 5 日に入っても降り止まず、3 日間の降水量は 200 mm を越し、大きな被害をもたらした。 住宅被害 床上浸水 1 棟 床下浸水 7 棟 農業関係被害 496ha 約 7,000 万円 土木関係被害 40 か所 約 29,600 万円
昭和 56 年 8 月 23 日	台風	全町	23 日にかけての台風 15 号の影響を受け強風が荒れ狂い被害をもたらした。 住宅被害(屋根) 約 9,500 万円 農業関係被害

○ 資料5 除雪作業基準

1 国道（北海道開発局旭川開発建設部）

種 類	除 雪 目 標
第1種	昼夜の別なく除雪を実施し、常時交通を確保する。
第2種	2車線確保を原則として、夜間除雪は、通常行わない。
第3種	1車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は、行わない。

2 道道（上川総合振興局旭川建設管理部）

種 類	標準交通量	除 雪 目 標
第1種	1,000台/日以上	(1) 2車線以上の幅員確保を目標とし、異常降雪時以外は常時交通を確保する。 (2) 異常降雪時において、降雪後約5日以内に2車線確保を図る。
第2種	500～1,000台/日	(1) 2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 (2) 異常降雪時には、約10日以内に2車線又は1車線の確保を図る。
第3種	500台/日以下	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。

3 町道

区 分	規 格	除 雪 目 標
第1種	主要幹線、準幹線、バス路線等重要路線	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は、常時交通を確保する（原則として直営除雪とし、区域及び道路幅員により一部委託除雪とする。）。
第2種	準幹線、細街路等一般生活道路路線	2車線確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員とし、午前7時までに除雪完了を目標とする（原則として委託除雪とする。）。
第3種	その他の路線	(1) 路線区間を限り冬期間閉鎖する。 (2) 3月下旬開通を目標とする。

○ 資料6 気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [*] 。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [*] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [*] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

〔 災害危険箇所 〕

○ 資料 7 当麻町の河川及び水防区域

1 当麻町の河川

番号	水系名	河川名	管理 延長	管 理	災	重	阻	小
1	石狩川	牛朱別川	15.1	旭川建設管理部	○	○		
2	石狩川	神水川	2.3	旭川建設管理部				
3	石狩川	当麻川	11.7	旭川建設管理部		○		
4	石狩川	ミヤシタ川	1.2	旭川建設管理部				
5	石狩川	ポン牛朱別川	4.0	旭川建設管理部	○	○	○	
6	石狩川	清水川	1.3	旭川建設管理部			○	
7	石狩川	石渡川	5.0	旭川建設管理部	○		○	○
8	石狩川	当麻熊の沢川	4.5	旭川建設管理部				○

災：H28の台風等により被害が生じた河川

重：重要水防箇所、水位周知河川、人口集中地区のある河川

阻：河積阻害が著しい河川

小：樹木の繁茂等の影響が顕著な小河川

空欄：上記以外の河川

2 水防区域

(平成 24 年 4 月現在)

水 防 区 域										
番号	危 険 区 域						予 想 さ れ る 被 害			
	地区名	水系名	河川名	流心 距離 (km)	危険区域 延長 (m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他
1	宇園別	石狩川	石狩川 上流	石狩川 河口から 168.8～ 170.8	左岸 2080	堤防高	180	小学校 1 公民分館 1	町道 1～10 条道路 道々当麻比布線 国 39 号線	田 600ha 畑 300ha
2	〃	〃	〃	石狩川 河口から 171.0～ 172.2	左岸 1290	〃	130	小学校 1 公民分館 1	町道 1～10 条道路 道々当麻比布線 国 39 号線	田 450ha 畑 200ha
3	伊香牛	〃	〃	石狩川 河口から 174.7～ 175.6	左岸 910	〃	120	公民分館 1	町道 3～4 線道路 国道 39 号線	田 335ha 畑 170ha
4	宇園別	〃	〃	石狩川河 口から 167.8～ 168.8	左岸 1030	堤防断面	130	小学校 1 公民分館 1	町道 1～10 線道路 道々当麻比布線 国道 39 号線	田 450ha 畑 200ha
5	〃	〃	〃	石狩川 河口から 170.2～ 172.8	左岸 2730	〃	270	小学校 1 公民分館 1	町道 1～10 線道路 道々当麻比布線 国道 39 号線	田 600ha 畑 300ha
6	伊香牛	〃	〃	石狩川 河口から 172.6～ 177.4	左岸 4860	〃	500	公民分館 1	町道 3～4 線道路 国道 39 号線	田 1000ha 畑 500ha
7	宇園別	〃	〃	石狩川 河口から 168.4～ 177.4	左岸 100	水衝洗堀	20		国道 39 号線	田 100ha 畑 20ha
8	伊香牛	〃	〃	石狩川 河口から 176.6～ 178.5	左岸 100	水衝洗堀	20		〃	田 100ha 畑 20ha
9	宇園別	〃	〃	石狩川 河口から 171.42		工作物 (樋門)	50		町道 5 条道路 国道 39 号線	田 250ha 畑 50ha
10	中央	〃	牛朱別川	牛朱別川 合流点から 13.5～ 14.0	右岸 650	堤防高	50		町道 1～2 条道路	田 250ha 畑 50ha
11	〃	〃	〃	牛朱別川 合流点から 13.5～ 14.0	右岸 650	堤防断面	50		〃	〃

○ 資料8 地すべり・がけ崩れ等危険区域

1 地すべり危険区域

(平成24年4月現在)

地すべり危険区域							
番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
1	緑郷	緑郷	3			町	
2	64林班	森田の沢1	15			林	
3	65林班	森田の沢2	16			〃	
4	62林班	当麻支線1	6			〃	
5	57林班	当麻支線2	18			〃	
6	開明	開明	32.8			町(1600m)	
7	東	東	64.8			町(2900m)	

2 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域							
番号	危険区域の現況			予想される被害			
	地区名	場所	危険区域面積(ha)	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
1	緑郷	緑郷(1)	1	5		町	田畑0.2ha
2	〃	〃(2)	1	5		町	〃
3	〃	〃(3)	2	5		町	〃
4	〃	成田地先	3	5		町	〃
5	〃	御池地先	2	5		町	〃
6	開明	熊の沢(1)	3	5		町	〃
7	〃	〃(2)				町	〃
8	〃	〃(3)				町	〃
9	〃	〃(4)				町	〃
10	〃	〃(5)				町	
11	〃	〃(6)				町	
12	〃	中の沢(1)				町	田畑0.2ha
13	〃	鍾乳洞	1	3		町	
14	〃	中の沢(2)	1			林	
15	〃	〃(3)	1			〃	
16	〃	石渡(1)	2	5		町	田畑0.2ha

急傾斜地崩壊危険区域							
番号	危険区域の現況			予 想 さ れ る 被 害			
	地区名	場所	危険区域面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他
17	開明	石渡 (2)	2	5		町	田畑 0.2ha
18	〃	石渡 (3)	2	3		〃	〃
19	〃	杉森地先	2	2		〃	〃
20	〃	〃	2	2		〃	〃

○ 資料9 土石流危険溪流

番号	危険区域の現況							予 想 さ れ る 被 害				
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番号 年月日	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他
						溪流長 (km)	面積 (ha)					
1	緑郷	石狩川	牛朱別川	当麻ダム A 沢		0.7	2		4		林	
2	〃	〃	〃	当麻ダム B 沢		0.6	2				町	
3	〃	〃	〃	成田の沢		1.3	4				〃	田畑 0.5ha
4	〃	〃	〃	当麻ダム C 沢		0.6	2		2		〃	
5	〃	〃	〃	鳥淵の沢		0.6	2		4		林	
6	〃	〃	〃	御池の沢		0.4	1				町	田畑 0.5ha
7	〃	〃	〃	中村の沢		0.4	1				〃	〃
8	〃	〃	〃	長の沢		1.4	4		3		〃	
9	〃	〃	〃	市有林 1 の沢		0.3	1		3		道	
10	〃	〃	〃	市有林 2 の沢		0.3	1		3		〃	
11	〃	〃	〃	配水池の沢		0.5	2		3		農	
12	〃	〃	〃	熊の沢 A		0.5	2		1		〃	
13	〃	〃	〃	熊の沢 B		0.3	1		2		農	

番号	危険区域の現況								予想される被害			
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番号 年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
						溪流長(km)	面積(ha)					
14	緑郷	石狩川	牛朱別川	熊の沢C		0.3	1		3		農	
15	〃	〃	〃	不在の沢		0.5	2		4		〃	
16	〃	〃	〃	広田の沢		0.3	1				町	
17	〃	〃	〃	町道の沢		0.3	1				〃	
18	〃	〃	〃	学校の沢		0.3	1				〃	
19	開明	〃	〃	熊の沢D		0.3	1		6		〃	田畑 0.5ha
20	〃	〃	〃	一の沢		1.8	8		20		〃	
21	〃	〃	〃	牛別の沢		1	5		21		〃	
22	〃	〃	〃	鍾乳洞の沢A		1.4	6		9		道	
23	〃	〃	〃	中の沢A		0.7	2		9		〃	
24	〃	〃	〃	中の沢B		0.9	3		6		〃	
25	〃	〃	〃	小沢の沢		1.1	3		2		道	
26	〃	〃	〃	中の沢本流		2.8	17				林	
27	〃	〃	〃	大沢		5	30				〃	
28	〃	〃	〃	山田の沢		0.3	1		8		町	田畑 1ha
29	〃	〃	〃	鍾乳洞の沢B		1	5		9		道	
30	東	〃	〃	黒岩沢		0.3	1		11		〃	田畑 1ha
31	豊田(71林班)	〃	〃	ボンウシベツ沢		1.5	1		5		〃	
32	石渡(67林班)	〃	〃	稲宇仁の沢		3.5	16		5		〃	

番号	危険区域の現況							予想される被害				
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流番号	溪流概況		砂防指定地指定番号 年月日	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他
						溪流長(km)	面積(ha)					
33	石渡(69林班)	石狩川	牛朱別川	松ノ沢		1	3		2		町	
34	石渡(66林班)	〃	〃	森ノ沢		1	3				林	
35	石渡(65林班)	〃	〃	森ノ沢川		2	9				〃	
36	石渡(62林班)	〃	〃	秋山ノ沢		2.5	15				〃	
37	石渡	〃	〃	杓利川		0.2	6				林	

○ 資料 10 山腹崩壊危険地区

(平成 18 年 7 月現在)

番号	保安林等	荒廃状況	危険地区の危険度	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置(大字)	公共施設等
1	水かん	無	C	1	無	緑郷	人 家 5 公 共 施 設 0 道 路 町道
2	水かん	無	C	1	無	緑郷	人 家 5 公 共 施 設 0 道 路 町道
3		有	B	2	無	緑郷	人 家 5 公 共 施 設 1 道 路 道道
4	水かん	無	C	1	無	緑郷	人 家 5 公 共 施 設 0 道 路 町道
5		有	C	2	無	緑郷	人 家 5 公 共 施 設 0 道 路 町道
6		無	C	1	無	開明	人 家 5 公 共 施 設 0 道 路 町道
7	水かん	無	C	1	無	開明	人 家 0 公 共 施 設 0 道 路 町道
8	水かん	有	C	2	無	開明	人 家 0 公 共 施 設 0 道 路 町道
9	水かん	有	C	3	無	開明	人 家 0 公 共 施 設 0 道 路 町道
10	水かん	無	C	2	無	開明	人 家 0 公 共 施 設 0 道 路 町道

番号	保安林等	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置 (大字)	公共施設等
11	水かん	有	C	3	無	開明	人 家 0 公 共 施 設 0 道 路 町 道
12	水かん	無	C	1	無	開明	人 家 5 公 共 施 設 0 道 路 道 道
13	水かん	有	C	1	一部概成	開明	人 家 3 公 共 施 設 0 道 路 道 道
14	水かん	有	C	1	無	開明	人 家 0 公 共 施 設 0 道 路 林 道
15	水かん	無	C	1	無	開明	人 家 0 公 共 施 設 0 道 路 林 道
16	水かん	無	C	1	無	開明	人 家 5 公 共 施 設 0 道 路 町 道
17	水かん	無	C	2	無	開明	人 家 5 公 共 施 設 0 道 路 町 道
18	水かん	無	C	1	無	開明	人 家 3 公 共 施 設 0 道 路 町 道
19		有	C	2	未成	開明	人 家 2 公 共 施 設 0 道 路 町 道
20		有	C	2	未成	開明	人 家 2 公 共 施 設 0 道 路 町 道

○ 資料 11 地すべり崩壊危険地区

(平成 18 年 7 月現在)

番号	保安林等	地すべり防止	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置 (大字)	公共施設等
1		無	無	C	3	無	緑郷	人 家 0 公 共 施 設 0 道 路 町 道

○ 資料 12 崩壊土砂流出危険地区

(平成 18 年 7 月現在)

番号	保安林等	地すべり防止	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置 (大字)	公共施設等
1		無	無	C	1.80	無	緑郷	人 家 4 公 共 施 設 0 道 路 林 道
2		無	無	C	1.20	無	緑郷	人 家 2 公 共 施 設 0 道 路 町 道

番号	保安林等	地すべり防止	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置 (大字)	公共施設等	
3	水かん	無	無	C	3.00	無	緑郷	人 家 公 共 施 設 道 道 路	4 0 町道
4		無	無	C	1.50	無	緑郷	人 家 公 共 施 設 道 道 路	2 0 町道
5		無	無	C	2.10	無	緑郷	人 家 公 共 施 設 道 道 路	4 0 林道
6		無	無	C	0.84	無	緑郷	人 家 公 共 施 設 道 道 路	5 0 町道
7	水かん	無	無	C	1.20	無	緑郷	人 家 公 共 施 設 道 道 路	7 0 町道
8	水かん	無	無	C	4.20	一部概成	緑郷	人 家 公 共 施 設 道 道 路	3 0 町道
9	水かん	無	無	C	0.63	無	緑郷	人 家 公 共 施 設 道 道 路	3 0 町道
10	水かん	無	無	C	1.20	無	緑郷	人 家 公 共 施 設 道 道 路	3 0 町道
11	水かん	無	無	C	0.90	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 道 路	3 0 農道
12	水かん	無	無	C	1.50	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 道 路	3 0 農道
13	水かん	無	無	C	0.63	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 道 路	3 0 農道
14	水かん	無	無	C	0.63	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 道 路	3 0 農道
15	水かん	無	無	C	1.20	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 道 路	4 0 農道
16	水かん	無	無	C	0.63	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 道 路	7 0 農道
17	水かん	無	無	B	0.63	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 道 路	10 0 町道
18		無	無	B	0.63	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 道 路	20 0 町道
19	水かん	無	無	C	0.90	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 道 路	6 0 町道
20	水かん	無	無	B	6.30	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 道 路	20 0 町道
21	水かん	無	無	B	3.15	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 道 路	21 0 町道
22	保健	無	無	C	6.30	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 道 路	9 0 道道

番号	保安林等	地すべり防止	荒廃状況	危険地区の危険度	面積 (ha)	治山事業進捗状況	位置 (大字)	公共施設等	
								人 家 公 共 施 設 道 路	9 0 道 道
23	保健	無	無	C	2.10	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 路	9 0 道 道
24	保健	無	無	C	1.50	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 路	6 0 道 道
25	水かん	無	無	C	5.85	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 路	2 0 道 道
26	水かん	無	無	C	13.80	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 路	0 0 林 道
27	水かん	無	有	C	30.0	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 路	0 0 林 道
28	水かん	無	無	C	0.90	無	開明	人 家 公 共 施 設 道 路	8 0 町 道
29	水かん	無	無	C	3.60	一部概成	開明	人 家 公 共 施 設 道 路	9 0 道 道
30		無	無	B	2.40	無	東	人 家 公 共 施 設 道 路	11 0 道 道

○ 資料 13 危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在

1 危険物製造所等施設状況

(平成 30 年 11 月現在)

合 計	貯 蔵 所						取 扱 所		
	小 計	地下タンク貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋内貯蔵所	小 計	給油取扱所	一般取扱所
69	53	19	4	1	27	2	16	11	5

No.	所在地	事業所名 (電話) 代表者名	区分	品名・数量	摘要
1	3条東2丁目	医療法人社団旭豊会 介護老人保健施設愛泉苑 84-5570 理事長 豊泉武男	地下タンク貯蔵所 一般取扱所	第3石油類 7,000 ℓ	
2	3条西2丁目	(有)シティライン 84-7080 代表取締役 玉山晃三	地下タンク貯蔵所	第2石油類 49,000 ℓ 第2石油類 5,000 ℓ	

3	3条東3丁目	当麻町立当麻小学校	地下タンク貯蔵所	第3石油類 10,000 ℓ	
4	3条東3丁目	大雪消防組合当麻消防署	屋内タンク貯蔵所	第2石油類 3,000 ℓ	
5	3条西4丁目	㈱野口商店当麻給油所 84-2195 代表取締役 長谷川順助	移動タンク貯蔵所 給油取扱所 給油取扱所 給油取扱所	第2石油類 4,000 ℓ 6,000 ℓ 第1石油類 14,000 ℓ 第2石油類 34,000 ℓ 第3石油類 2,000 ℓ	5,810 ℓ(第3)
6	4条西3丁目	(有)グリーンショット (自家用給油所) 58-8050 代表取締役 清野克廣	給油取扱所	第2石油類 9,600 ℓ	(休止中)
7	4条東3丁目	当麻農業協同組合 市街給油所 84-5097 代表理事組合長 福井幸司	給油取扱所	第1石油類 28,000 ℓ 第2石油類 1,200 ℓ	(有)サカモト商事
8	4条東3丁目	ケアハウス柏寿園 84-7771 理事長 土屋清一	地下タンク貯蔵所	第3石油類 10,000 ℓ	
9	4条西4丁目	アイト産業㈱ 58-8133 代表取締役 佐藤匡男	地下タンク貯蔵所	第3石油類 10,000 ℓ	
10	6条東4丁目	特別養護老人ホーム 当麻柏陽園 84-5050 理事長 土屋清一	地下タンク貯蔵所	第3石油類 10,000 ℓ	
11	6条西4丁目	ヘルシーシャトー 58-8112 当麻町長 菊川健一	地下タンク貯蔵所	第3石油類 10,000 ℓ	㈱ベリージャパン
12	宇園別1区	旭川アサノコンクリート㈱ 48-5551 代表取締役 今井国雄	地下タンク貯蔵所	第3石油類 5,000 ℓ	
13	宇園別1区	茂田石油㈱ 51-5121 代表取締役 茂田真徳	地下タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 給油取扱所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所	第4石油類 96,000 ℓ 第2石油類 4,000 ℓ 第1石油類 80,000 ℓ 第2石油類 80,000 ℓ 第1石油類 1,000 ℓ 第2石油類 500 ℓ 第3石油類 900 ℓ	
14	宇園別1区	北海道検査センター㈱ 011-817-8088 代表取締役 沖田幹	地下タンク貯蔵所 一般取扱所 一般取扱所 一般取扱所	第1石油類 80,000 ℓ 第2石油類 120,000 ℓ 第3石油類 40,000 ℓ 第1石油類 8,000 ℓ 第2石油類 4,000 ℓ 第3石油類 2,000 ℓ	茂田石油㈱
15	宇園別1区	朝日工業㈱当麻事業所 31-5551 取締役社長 小島吉憲	地下タンク貯蔵所	第3石油類 10,000 ℓ	(休止中)

16	宇園別2区	カムイアスコン共同企業体 84-4933 所長 小黒光睦	屋外タンク貯蔵所 一般取扱所	第3石油類 50,000 ℓ 第3石油類 14,400 ℓ	
17	宇園別2区	旭当アサノコンクリート㈱ 84-5551 代表取締役 今井国雄	地下タンク貯蔵所	第3石油類 9,600 ℓ	(休止中)
18	宇園別2区	住友建機販売㈱旭川支店 58-8800 代表取締役社長 下村真司	屋内貯蔵所	第1石油類 100 ℓ 第2石油類 300 ℓ 第3石油類 160 ℓ 第4石油類 700 ℓ	
19	宇園別2区	ウィッシュ(有) 84-5404 代表取締役 澤崎康男	移動タンク貯蔵所	第2石油類 4,000 ℓ	(休止中)
20	宇園別2区	㈱ホッケン (自家用給油所) 32-6651 代表取締役 奥田朗	給油取扱所 給油取扱所	第1石油類 3,800 ℓ 第2石油類 15,300 ℓ	(休止中)
21	宇園別2区	北央貨物運輸㈱ (自家用給油所) 84-5927 代表取締役 段禎文	給油取扱所	第2石油類 30,000 ℓ	
22	宇園別2区	石北生コンクリート㈱ 48-4400 代表取締役 高田晋	地下タンク貯蔵所	第3石油類 15,000 ℓ	(休止中)
23	宇園別3区	荒井建設㈱ 機材センター 84-4916 取締役社長 荒井保明	屋外タンク貯蔵所 屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所 給油取扱所	第2石油類 20,000 ℓ 第2石油類 20,000 ℓ 第1石油類 180 ℓ 第2石油類 800 ℓ 第4石油類 200 ℓ 第2石油類 40,000 ℓ	(休止中) (休止中) (自家用)(休止中)
24	宇園別3区	(有)サカモト商事 58-8101 代表取締役 坂本優	移動タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所	第2石油類 4,000ℓ×16 3,900 ℓ 3,750 ℓ 3,600ℓ 3,500ℓ 3,000ℓ 第3石油類 5,000ℓ	4,000ℓ(第3)×1
25	宇園別3区	上川当麻石油広域流通施設 84-2637 代表理事会長 佐藤俊彰	地下タンク貯蔵所 一般取扱所	第2石油類 882,000 ℓ 第3石油類 98,000 ℓ 第2石油類 164,000 ℓ 第3石油類 10,000 ℓ	(有)サカモト商事
26	宇園別3区	JA当麻ホクレン 宇園別給油所 84-2637 代表理事会長 佐藤俊彰	給油取扱所 給油取扱所	第1石油類 45,000 ℓ 第2石油類 15,000 ℓ	(有)サカモト商事
27	宇園別3区	共和コンクリート工業㈱ 011-736-0181 取締役社長 本間丈士	地下タンク貯蔵所	第3石油類 30,000 ℓ	(休止中)
28	北星1区	当麻農業協同組合 カントリーエレベーター 58-8027 代表理事組合 福井幸司	地下タンク貯蔵所	第2石油類 10,000 ℓ	

29	開明5区	旭宅地機当麻工場 (自家用給油所) 84-2328 代表取締役 田中敏夫	給油取扱所	第1石油類 574 ℓ 第2石油類 38,000 ℓ	(一部休止中) (9,500×2)
30	緑郷1区	創価学会当麻会館 58-8121 副事務長 佐藤宣行	地下タンク貯蔵所	第2石油類 3,000 ℓ	
31	緑郷2区	高田商事機 (自家用給油所) 84-2101 代表取締役 高田晋	給油取扱所 給油取扱所	第1石油類 6,000 ℓ 第2石油類 24,000 ℓ	
32	緑郷2区	高田建設機 84-2101 代表取締役 高田晋	地下タンク貯蔵所 地下タンク貯蔵所 移動タンク貯蔵所	第3石油類 20,000 ℓ 第3石油類 9,600 ℓ 第2石油類 3,750 ℓ	
33	東1区	南中央採石 当麻砕石工場 84-3456 代表取締役 本間孝之	屋外タンク貯蔵所 給油取扱所	第2石油類 22,000 ℓ 第2石油類 5,000 ℓ	(休止中) (自家用) (休止中)

2 高圧ガス施設状況

(平成 30 年 4 月現在)

区 分	施 設 数	摘 要
液化石油ガス	18	販売所 2
		その他 16
アセチレンガス	2	40 kg以上
酸素ガス		
その他		
合 計	20	

No.	所在地	事業所名 (電話) 代表者名	区分	品名・数量	摘要
1	3条東3丁目	当麻町立当麻小学校 84-2020 当麻町長 菊川健一	LPガス貯蔵所	LPガス 1000 kg	
2	3条東3丁目	大雪消防組合当麻消防署 84-2135 署長 橋本 正実	LPガス貯蔵所	LPガス 980 kg	
3	3条西3丁目	スーパーチェーンふじ当 麻店 84-2414 店長 池ノ谷 優介	LPガス貯蔵所	LPガス 300 kg	
4	4条東3丁目	当麻農業協同組合 84-2121 代表理事組合長福井幸司	LPガス貯蔵所	LPガス 2,847 kg	販売所
5	4条東3丁目	ホクレンショップ当麻店 84-2126 店長 中道雅春	LPガス貯蔵所	LPガス 300 kg	
6	4条東3丁目	ケアハウス柏寿園 84-7771 理事長 土屋清一	LPガス貯蔵所	LPガス 400 kg	
7	4条西3丁目	当麻町立診療所 84-2335 当麻町長 菊川健一	LPガス貯蔵所	LPガス 400 kg	

8	4条西3丁目	サニープレイスA (株ハスコム) 25-1226 代表取締役 山下秀哉	LPガス貯蔵所	LPガス	400 kg	
9	4条西3丁目	サニープレイスB (株ハスコム) 25-1226 代表取締役 山下秀哉	LPガス貯蔵所	LPガス	400 kg	
10	4条西4丁目	今成鉄工建設㈱ 84-2344 代表取締役 今成優仁	LPガス貯蔵所	LPガス	300 kg	販売所
11	5条東3丁目	ギャラリーかたるベプラス 58-8070 理事長 貞森 裕一	LPガス貯蔵所	LPガス	300 kg	
12	6条東4丁目	特別養護老人ホーム 当麻柏陽園 84-5050 理事長 土屋清一	LPガス貯蔵所	LPガス	500 kg	
13	6条東4丁目	いちいの宿 (エムアンドティー商会 ㈱) 84-5255 代表取締役 高木三男	LPガス貯蔵所	LPガス	900 kg	
14	6条西4丁目	ヘルシーシャトーとうま 58-8112 当麻町長 菊川健一	LPガス貯蔵所	LPガス	800 kg	(株ベリージャパン)
15	宇園別1区	茂田石油㈱第1工場 51-5121 代表取締役 茂田真徳	溶解アセチレン ガス貯蔵所	溶解アセチ レンガス	40 kg	
16	宇園別1区	茂田石油㈱第2工場 51-5121 代表取締役 茂田真徳	溶解アセチレン ガス貯蔵所	溶解アセチ レンガス	40 kg	
17	宇園別2区	北央貨物運輸㈱事務所 84-5927 代表取締役 段禎文	LPガス貯蔵所	LPガス	980 kg	
18	宇園別2区	当麻農業協同組合 旧加工センター 84-5393 代表理事組合長 福井 幸司	LPガス貯蔵所	LPガス	400 kg	
19	宇園別2区	プラスチック再生センター 第2工場 58-8601 代表取締役 田中 克也	LPガス貯蔵所	LPガス	980 kg	
20	宇園別2区	北央貨物運輸㈱倉庫 84-5927 代表取締役 段 禎文	LPガス貯蔵所	LPガス	500 kg	

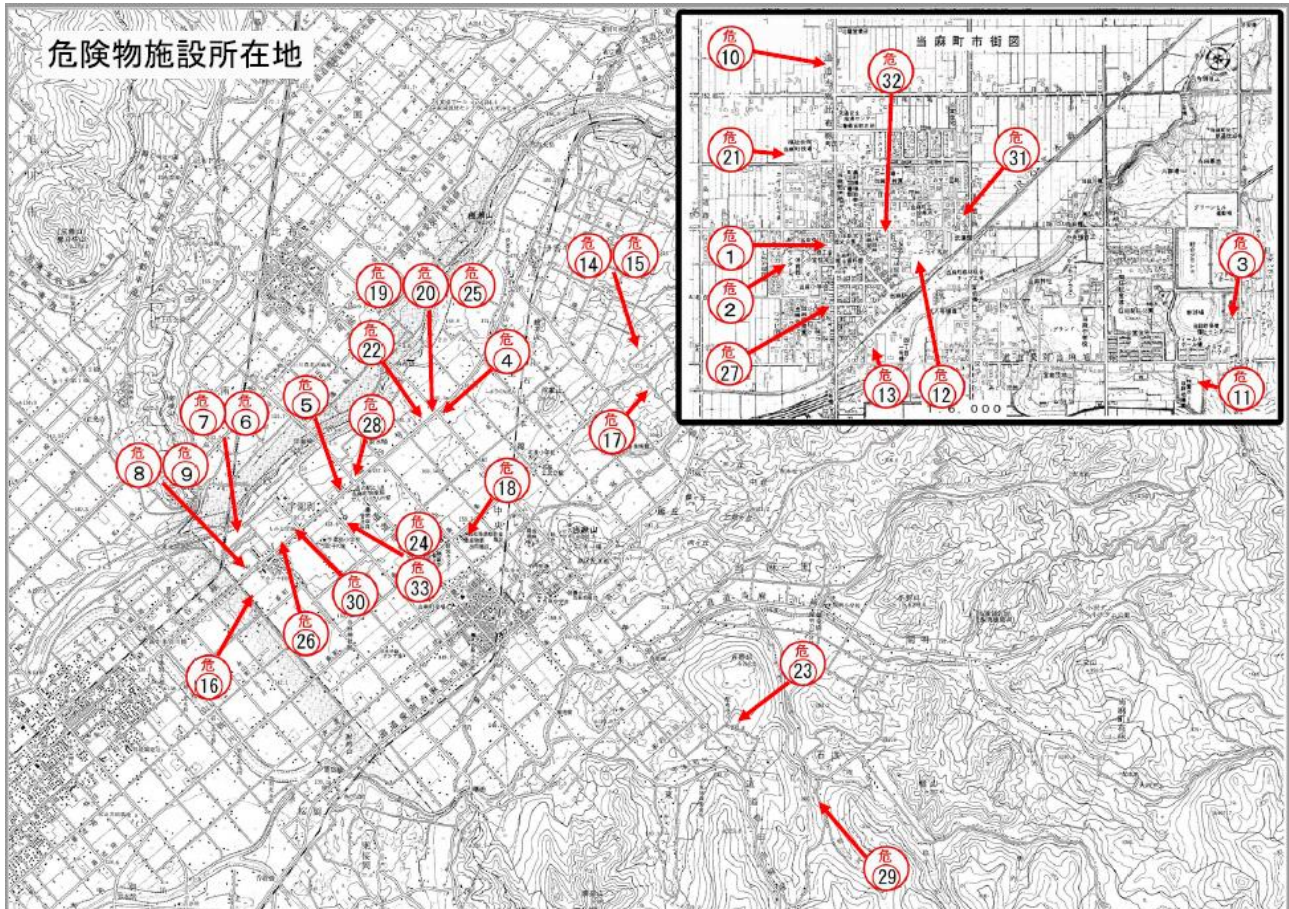
3 放射性同位元素貯蔵所施設状況

(平成 30 年 4 月現在)

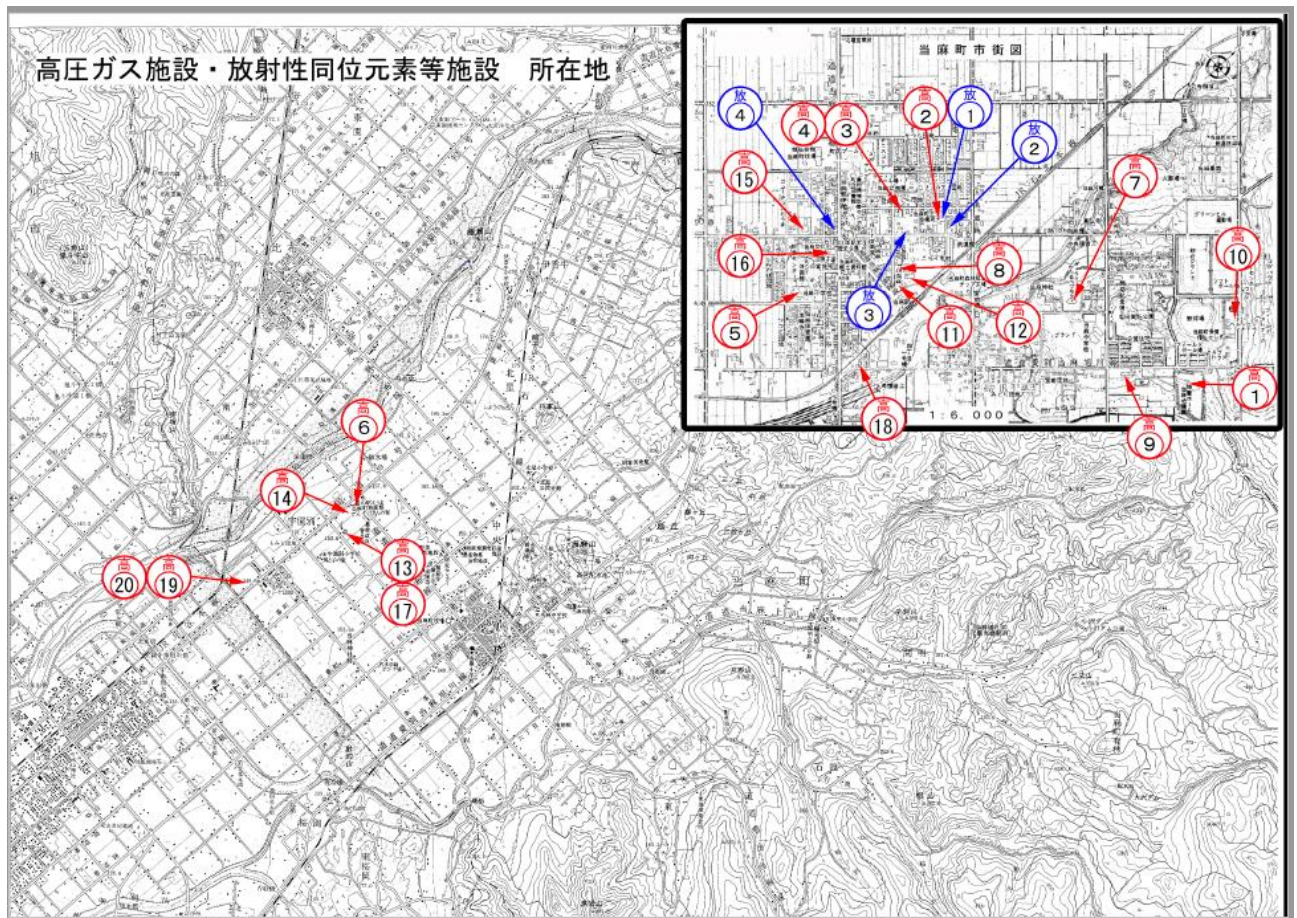
区 分	施 設 数	摘 要
放射線取扱所	4	X 線
合 計	4	

No.	所在地	事業所名 (電話) 代表者名	区分	品名・数量	取扱 責任者等	緊急連絡先	摘要
1	4条西3丁目	当麻町立診療所 84-2335 当麻町長 菊川健一	放射線取扱所	放射線	所長 敦賀弘道		
2	4条西3丁目	当麻町立歯科診療所 84-3388 所長 菊池正修	放射線取扱所	放射線	菊池正修	84-2484	
3	4条西3丁目	当麻内科ペインクリニック 84-7517 院長 吉田泉	放射線取扱所	放射線	吉田泉	84-7688	
4	3条西3丁目	笹本歯科医院 84-2046 院長 山崎久美子	放射線取扱所	放射線	山崎久美子	84-2661	

(参考) 町内の危険物所在地



(参考) 町内の高圧ガス施設・放射性同位元素等施設所在地



〔 物資・資機材 〕

○ 資料 14 防災資機材・救援備蓄物資保有状況

(平成 30 年 5 月現在)

	品 名	数量	規 格 等	保 管 場 所	年度	保 管 課
1	防災備蓄用コンテナ	1	20 フィート 鋼鉄製 内寸 W5.49m×D2.35m×H2.416m	旧車両センター用地 付近 (当麻町 6 条東 3 丁目)	H21	総 務 課
2	コンテナ内収納用棚	3	シェルビング 開放型 (棚板枚数 3 枚) W1.805m×D0.605m×H1.805	防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H21	総 務 課
3	防災用ストーブ	3	トヨトミ KS-67C	防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H21	総 務 課
4	防災用発電機	3	ホンダ EBR2300CX II	防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H21	総 務 課
5	防災用毛布	100	三共毛織(株)製 エコベット 重量 1.3 kg 寸法 140 cm×195 cm	防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H21	総 務 課
6	防災用給水袋	100	容量 4L	防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H21	総 務 課
7	防災用救急セット	10	白十字 救急セット (20 人用)	役場庁舎内 物品庫 (当麻町 3 条東 2 丁目)	H21	総 務 課
①	伸縮包帯	4	M=3、L=1	防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H21	総 務 課
②	三角巾	10	特大		H21	
③	サングラス	1	N012		H21	
④	消毒スプレー	2	100ml		H21	
⑤	滅菌カットガーゼ	2	S(6 枚)、M(5 枚) 各 1		H21	
⑥	シャットマスク	5			H21	
⑦	防水ワタタッチハット	3	S(6 枚)、M(5 枚)、L(4 枚) 各 1		H21	
⑧	ショートック	1	30 枚		H21	
⑨	ネット包帯	6	足首・ひざ、手首・ひじ、頭・太もも 各 2		H21	
⑩	止血圧迫救急包帯	2			H21	
⑪	救急絆	1	20 枚		H21	
⑫	FCポリ手袋	2	6 双		H21	
⑬	とげぬき兼用ピンセット	2			H21	
⑭	副木	3	大、中、小 各 1		H21	
⑮	止血棒	2			H21	
⑯	テーピングはさみ	2			H21	
⑰	眼帯セット	2			H21	
⑱	体温計	1			H21	
8	災害用天幕	1		防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H21	福祉課 (日赤)
9	毛布	6		防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H21	福祉課 (日赤)
10	日用品セット	5		防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H21	福祉課 (日赤)
11	毛布	2		防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H21	福祉課 (日赤)
12	日用品セット	2		防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H21	福祉課 (日赤)

	品名	数量	規格等	保管場所	年度	保管課
13	土のう袋	3500			H21	建設水道課
14	木杭・鉄杭	7			H21	建設水道課
15	ビニールパイプ	1			H21	建設水道課
16	竹	20			H21	建設水道課
17	土のう	150			H21	建設水道課
18	トンパック	50			H21	建設水道課
19	掛矢	9			H21	建設水道課
20	のこぎり	7			H21	建設水道課
21	ツルハシ	4			H21	建設水道課
22	スコップ	20			H21	建設水道課
23	鉋	2			H21	建設水道課
24	ペンチ	1			H21	建設水道課
25	鎌	4			H21	建設水道課
26	ハンマー	5			H21	建設水道課
27	一輪車	1			H21	建設水道課
28	照明器具	4			H21	建設水道課
29	防災用毛布	200	三共毛織(株)製 エコペット 重量 1.3 kg 寸法 140 cm×195 cm	防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H22	総務課
30	毛布(町民寄付)	45	圧縮袋詰め	防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H23	総務課
31	災害用炊き出し釜	1	すくい網1、木蓋1、揚ザル1、平釜(直径900mm×H600mm)1、ステンレスカバー3、かまど1、バーナー1、ロストル1、収納袋1	防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H23	福祉課 (日赤)
32	災害用炊き出し釜	1	すくい網1、木蓋1、揚ザル1、平釜(直径900mm×H600mm)1、ステンレスカバー3、かまど1、バーナー1、ロストル1、収納袋1	防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H28	福祉課 (日赤)
33	飲料水	5	24本入り	防災用品備蓄用コンテナ 内 (旧車両センター用地 付近)	H30	総務課

〔 避 難 所 〕

○ 資料 15 避難所

1 指定緊急避難場所

(平成 29 年 11 月)

No.	施設名	所在地	収容人員(人)
1	当麻小学校グラウンド	3 条東 3-13-1	4, 125
2	当麻中学校グラウンド	5 条西 4-5-1	8, 286
3	宇園別小学校グラウンド	宇園別 2 区	3, 807
4	旧開明小学校グラウンド	開明 2 区	4, 478
5	旧伊香牛小学校グラウンド	伊香牛 2 区	2, 303
6	旧北星小学校グラウンド	北星 1 区	1, 939
7	当麻町総合グラウンド	6 条東 3	16, 726
8	当麻幼稚園(園庭)	4 条西 3	339

2 指定避難所

(平成 29 年 11 月)

No.	施設				保有設備					構造		備考
	名称	所在地	連絡先	収容人員(人)	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	障がい者用トイレ	スロープ	コンクリート造	その他	
		町丁目名・番(番地)・号	電話									
1	当麻小学校	3 条東 3-13-1	0166-84-2020	355	○	×	○	○	○	○		
2	当麻中学校	5 条西 4-5-1	0166-84-2072	400	○	×	×	×	○	○		
3	宇園別小学校	宇園別 2 区	0166-84-3813	217	○	×	×	×	×	○		
4	旧開明小学校 体育館	開明 2 区	0166-84-2111	214	○	×	×	×	×		○	
5	スポーツセンター	4 条東 2-16-2	0166-84-5008	1, 237	○	×	×	○	○		○	RC2 階部分鉄骨、 冷房設備なし
6	伊香牛地区体育館	伊香牛 2 区	0166-84-2111	208	○	×	×	×	×		○	RC2 階部分鉄骨、 冷房設備なし
7	北星地区体育館	北星 1 区	0166-84-2111	234	○	×	×	×	×		○	RC2 階部分鉄骨、 冷房設備なし
8	東地域集会所	東 1 区	0166-84-3442	236	○	×	×	×	×		○	冷房設備なし
9	緑郷公民分館	緑郷 3 区	0166-84-3445	70	○	×	×	×	×		○	冷房設備なし
10	当麻町公民館	3 条東 2-11-3	0166-84-2111	435	○	×	×	○	○	○		冷房設備あり

No.	施設				保有設備					構造		備考
	名称	所在地	連絡先	収容人員 (人)	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	障がい者用トイレ	スロープ	コンクリート造	その他	
		町丁目名・番 (番地)・号	電話									
11	農村環境改善センター	4条東 2-16-3	0166-84-5353	397	○	○	×	○	○	○		冷房設備なし
12	健康福祉施設	6条西 4-2-8	0166-58-8111	878	○	○	○	○	○	○		指定管理者管理施設(当麻町)
13	当麻幼稚園	4条西 3-3-2	0166-84-3250	215	○	×	×	×	○	○		冷房設備なし
14	子育て総合センター	4条西 3-3-2	0166-84-5440	698	○	×	×	○	○		○	冷房設備あり
15	保健福祉センター	6条西 4丁目 2番 8号	0166-84-3343	268	○	○	○	○	○	○		

3 福祉避難場所一覧

(平成 29 年 11 月)

No.	施設				保有設備					構造		備考
	名称	所在地	連絡先	収容人員 (人)	トイレ	入浴・シャワー設備	給食設備	障がい者用トイレ	スロープ	コンクリート造	その他	
		町丁目名・番 (番地)・号	電話									
1	保健福祉センター	6条西 4丁目 2番 8号	0166-84-3343	268	○	○	○	○	○	○		

[通信・輸送]

○ 資料 16 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備考		

備考 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料 17 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」および「日」の文字を黒色、登録（車両）番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料 18 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 15 条第 3 項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 4 条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第 2 条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第 3 条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 8年7月1日から施行する。

この要領は、平成 18年4月1日から施行する。

この要領は、平成 19年6月1日から施行する。

この要領は、平成 22年4月1日から施行する。

〔 応 急 ・ 復 旧 〕

○ 資料 19 被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本町の死亡者として取り扱う（行方不明、重症、軽症についても同じ。）。</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの</p> <p>(1) 死者欄の (2) (3) を参照</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の (2) (3) を参照</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の (2) (3) を参照</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>	

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態のもの。 (2) 埋没とは、粒径 1mm 以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5cm 以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。

被害区分		判 断 基 準
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者(児)福祉施設、知的障害者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。
⑬その他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水 道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

○ 資料 20 応急金融の要綱

(平成 28 年 4 月現在)

融資の名称	内容・資格・条件等						
生活福祉資金	総合支援資金	資金の種類	内容	貸付限度額（円）	据置期間	償還期間	利子
		生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から 6か月以内	10年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
		住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内				
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的用途は別表参照）	5,800,000円以内（ただし、使途目的に応じて別表を参照）	6か月以内	20年以内（ただし、使途目的に応じて別表を参照）	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子	
	教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内（貸付額に期間の上限あり）	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内				
			(高等専門学校) 月額60,000円以内				
			(短期大学) 月額60,000円以内				
(大学) 月額65,000円以内							

融資の名称		内容・資格・条件等				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後 3か月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレート のいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内			
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。						
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉					
	使途目的	呼称	貸付限度額目安	償還期間	利子	
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内		
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内			
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内			

融資の名称	内容・資格・条件等						
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000 団体 1,420,000		6か月	7年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
母子父子寡婦福祉資金 就学資金	母子家庭の母が扶養する児童	高校、専修学校（高等課程）	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校（1,2,3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内 専修学校（一般課程）は5年以内	※親に貸し付ける場合、児童を連帯借受人とする。児童に貸し付ける場合、親等を連帯保証人とする。 無利子
	父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高等専門学校 短大、専修大学（専門課程） 大学 専修学校（一般課程）	高等専門学校（4,5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 短大、専修大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）81,000 （自宅外）96,000 専修学校（一般課程） 48,000				

融資の名称		内容・資格・条件等					
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例 洋裁、タイプ、栄養士等）	月額 68,000 (特 1 回 816,000) 運転免許 460,000	知識、技能を習得する期間中 5 年を超えない範囲内	知識技能習得後 1 年	20 年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 (特 1 回 460,000) 注：修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けられなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中 5 年を超えない範囲内	知識技能習得後 1 年	6 年以内	修学資金と同様
就職支度資金	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	100,000 (特別 330,000)		1 年	6 年以内	親に係る貸付の場合 保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0% 児童に係る貸付の場合 修学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母 又は児童（介護の場合は児童を除く。） 父子家庭の父 又は児童（介護の場合は児童を除く。） 寡婦	医療又は介護（当該利用を受ける機関が 1 年以内の場合に限る。）を受けするために必要な資金	医療 340,000 (特 1 回 480,000) 介護 500,000		6 か月	5 年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6 か月	6 年以内 (特別は 7 年以内)	保証人：有 無利子 保証人：無 年 1.0%

母子父子寡婦福祉資金

融資の 名称	内容・資格・条件等							
	資金 の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子父子寡婦福祉資金	転宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住 宅の賃借に際し必要な 資金	260,000		6 か月	3 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	生活 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得してい る間の生活費補給資金	月額 (一般) 103,000 (技能) 141,000	知識技 能を習 得する 期間中 5 年以 内	知 識 能 得 後 6 か月	20 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
			医療若しくは介護を受 けている間の生活補給 資金		医療又 は介護 を受ける 期間中 1 年以 内	医 療 は 介 護 了 後 6 か月	5 年 以内	
			母子家庭又は父子家庭 になって間もない(7年 未満)者の生活を安 定・継続する間に必要 な生活補給資金		240 万 円を限 度	貸 付 期 間 満 了 後 6 か月	8 年 以内	
			失業中の生活を安定・ 継続するのに必要な生 活補給資金		離 職 し た 日 の 翌 日 か ら 1 年 以 内	離 職 し た 日 の 翌 日 か ら 1 年 以 内	5 年 以内	
	就学 支度 資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る児童	就学、修業するために 必要な被服等の購入に 必要な資金	小学校 40,600 中学校 47,400	高校等 公立(自宅)150,000 (自宅外)160,000 私立(自宅)410,000 (自宅外)420,000 大学・短大等 公立(自宅)370,000 (自宅外)380,000 私立(自宅)580,000 (自宅外)590,000 修業施設 (自宅)90,000 (自宅外)100,000	6 か月	20 年 以内 修業 5 年 以内	修学 資金と 同様
				結婚 資金				

融資の 名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦 年賦
	② 家財等の損害				
	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
イ 住宅の半壊 1,700,000円					
ウ 住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円					
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む。〕		
③ ①と②とが重複した場合					
ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円					
イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円					
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等					
ア ②のイの場合 2,500,000円					
イ ②のウの場合 2,500,000円					
ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6か月ないし1年間の措置期間がある。 修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資 の 名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅融資	1 融資対象者					
	・次の(1)から(4)のすべてにあてはまる方					
	(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方					
	(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	(3) 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方					
			年収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修
	融資 対 策	住宅の規格等	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。			
		住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上）175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上）175㎡以下	/
		築年数	/	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	/
		その他	/	/	気候の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	/
	融資 限 度 額	基本融資額	建設資金 1,160万円 土地取得資金 970万円 整地資金 440万円	購入資金 2,620万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 1,630万円 うち土地取得資金 970万円 (リユースプラス) (購入資金 2,620万円) (うち土地取得資金 970万円)	補修資金 730万円 整地資金 440万円 引方移転資金 440万円
特例加算額		建設資金 510万円	購入資金 510万円	購入資金 510万円		
返 済 期 間	耐火準耐火木造(高耐久)	35年以内	35年以内	リユースプラス住宅・マンション 35年以内 リユース住宅・マンション 25年以内	20年以内	
	据置期間	3年以内			1年以内（返済期間を含む。）	
融 資 金 利	建設・購入の場合		基本融資額 年0.47%			
	補修の場合		特例加算額 年1.37%			
	最新の金利は住宅金融支援機構に確認（H25.4.21現在）					
受付期間	罹災日から2年間					

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 [災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。]
	貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。
	貸付限度額	600万円 [ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。]
	償還期間	10年以内（うち据置3年以内）
	貸付利率	年0.10%（H28.4.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備 考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の 30/100 以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の 10/100 以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の 30/100 以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000 円 (法人) 20,000,000 円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000 円 (法人) 25,000,000 円 漁具購入 50,000,000 円 被害組合 25,000,000 円 (連合会 50,000,000 円)
	償還期間	6 年以内 (激甚災害法適用の場合 7 年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	① 貸付を受ける者の負担する額の 80% に相当する額 ② 1 施設当たり 3,000,000 円 (特認 6,000,000 円)
	償還期間	① 15 年 (うち据置 3 年) 以内 ② 25 年 (うち据置 10 年) 以内
	貸付利率	年 0.10% (H28.4.20 現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度額	① 貸付対象事業費×0.8 ② 漁船 1,000 万円その他施設 300 万円 (①及び②のいずれか低い額)
	償還期間	15 年以内 (うち据置 3 年以内)
	貸付利率	年 0.35～1.10% (H25.3 現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
樹苗養成資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林産業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6か月
	貸付利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行 融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する斡旋条例融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等	
中小企業総合振興資金 「経営環境変化 対応貸付【災害 復旧】」	○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。	
	○融資条件	
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上の減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	資金使途	設備資金 運転資金
	融資金額	8,000万円 5,000万円
	融資期間	10年以内（据置2年以内）
	融資利率	[固定金利] [変動金利] 5年以内 年1.1% 年1.1% 10年以内 年1.3% (融資期間が3年超の場合選択可)
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行 北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	非正規労働者の方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	中小企業で働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方 離職者の方			120万円以内 100万円以内
	融資期間	5年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年1.60%	年0.60%		
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要		

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

○ 資料 21 被災者生活再建支援法に基づく支援

		内容・資格・条件等																		
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																			
法適用の要件	(1) 対象となる自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害 ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり （合併した年と続く5年間の特例措置） (2) 支給対象世帯 上記の自然災害により ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）																			
支援金の支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 支給額（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 （支給対象世帯の①に該当）</th> <th>解体 （支給対象世帯の②に該当）</th> <th>長期避難 （支給対象世帯の③に該当）</th> <th>大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円		住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）																
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	
申請窓口	関係法令等	備考																		
市町村	被災者生活再建支援法	(1) 申請時の添付書面 ① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 (2) 申請期間 ① 基礎支援金：災害発生日から13月以内 ② 加算支援金：災害発生日から37月以内																		

〔 条例・協定等 〕

○ 資料 22 当麻町防災会議条例

昭和 38 年 1 月 28 日条例第 1 号
改正
平成 8 年 10 月 25 日条例第 17 号
平成 12 年 3 月 24 日条例第 17 号
平成 15 年 6 月 30 日条例第 21 号
平成 24 年 9 月 21 日条例第 25 号
平成 26 年 6 月 27 日条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき当麻町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 当麻町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて当麻町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の水防計画その他水防に関し審議すること。
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員を以つて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (6) 町の教育委員会の教育長
 - (7) 町の消防団団長及び消防署署長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) その他の公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、25 名以内とする。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年2月1日から施行する。

附 則（平成8年10月25日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第17号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 当麻町水防協議会条例（昭和27年条例第3号）は、廃止する。

附 則（平成15年6月30日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月21日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月27日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

○ 資料 23 当麻町災害対策本部条例

昭和 38 年 1 月 28 日条例第 2 号
改正
平成 24 年 9 月 21 日条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき当麻町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 38 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 21 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 24 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、北海道内の市町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため、北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第 2 条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第 3 条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 4 条 知事は、前条第 1 項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害発生現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第 5 条 前条第 1 項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第 6 条 第 3 条第 1 項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第 7 条第 1 項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第 7 条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第 10 条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(その他)

第 8 条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事 堀 達 也

札幌市長 他 72 団体

○ 資料 25 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急処理事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある市町村）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。

3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道
北海道知事 高橋 はるみ

北海道市長会
北海道市長会長 新宮 正志

北海道町村会
北海道町村会長 寺島 光一郎

別 表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町村	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

○ 資料 26 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請 当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請 当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第 3 要請 当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第 1 要請、第 2 要請、第 3 要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特

に必要と認めた場合は、この限りでない。

- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
 - (2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
 - (3) 車両及び機械器具の修理費
 - (4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)
- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
- 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
 - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月25日締結)

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

別 表

地域	構成市町等
道 西 地 域	函館市、森町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、檜山広域行政組合
道 南 地 域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道 央 地 域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道 北 地 域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道 東 地 域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

「かみかわの絆19」 ～上川管内町村広域防災に関する決議～

鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町・上川町・東川町・美瑛町・上富良野町・中富良野町・南富良野町・占冠村・和寒町・剣淵町・下川町・美深町・音威子府村・中川町・幌加内町（以下「提携町村」という。）は、防災に関して次のとおり決議する。

（目的）

第1条 この決議は、平常時及び災害時における防災に関して国、道、市と連携を図るとともに、提携町村が相互に協力することにより、災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減を図り、もって提携町村住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（平常時における相互協力）

第2条 提携町村は、平常時における災害の予防その他防災対策の充実を図るため、次の各号に掲げる事業について共同して実施若しくは相互協力に努めるものとする。

- （1）地域防災計画その他各提携町村が作成又は取得した防災に関する資料及び提供並びに共同研究等
- （2）各提携町村が実施する防災訓練への協力参加
- （3）情報伝達等の通信訓練その他の訓練の共同実施
- （4）提携町村の職員及び住民を対象とした研修会、講演会その他防災に関する催事の共同開催
- （5）被災時事務の共通化の推進並びに災害時医療体制その他広域的な対応が必要な事項の調整及び調査研究
- （6）備蓄物品、資材等に関する情報交換、共同購入等
- （7）その他この決議の目的達成のため有効な事業

（災害時における相互協力）

第3条 提携町村において災害が発生し、災害を受けた町村（以下「被災町村」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、提携町村が加入する「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」その他の災害応援協定に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携町村に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された町村（以下「応援町村」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き救援に努めるものとする。

（応援の種類）

第4条 応援の種類は次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋
- （3）被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあっ旋
- （4）救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の受入れ
- （6）物資等供給拠点及びボランティア活動などの支援
- （7）被災地における行政事務の支援
- （8）前各号に掲げるもののほか、要請のあった事項

(応援要請手続)

第5条 被災町村が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第9条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) その他必要な事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第6条 応援のため派遣された職員は、原則として被災町村の町長又は村長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担区分は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1号から第3号及び第5号から第7号に掲げる応援の経費については、原則として被災町村の負担とする。
- (2) 第4条第4号に掲げる応援の経費については、応援町村の負担とする。
- (3) 第4条第8号に掲げる応援の経費については、要請の内容に基づきその都度協議する。

(応援の自主出動)

第8条 災害が発生し、被災町村との連絡が取れない場合又は緊急を要する場合で、応援を行おうとする町村が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し、被災地の情報収集を行なうとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、原則として応援町村の負担とし、その他の経費については、前条の規定を準用する。

(連絡担当部局)

第9条 提携町村は、この決議に基づく相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

3 この決議の目的を達成するため、連絡担当部局の会議を開催する。

(決議の効力)

第10条 各提携町村は、この決議のほかに民間企業等との防災に関する協力の提携をする際には、他の提携町村に効力が及ぶよう当該民間企業等に働きかけるものとする。

2 前項の場合において、協定を締結した場合は、各提携町村への情報提供に努める。

(その他)

第11条 この決議の実行に関して必要な事項及びこの決議に定めのない事項は、提携町村が協議して定めるものとする。

この決議を証するため本書19通を作成し、各町村の町長及び村長の職印を押印の上、各1通を保有する。

平成26年 2月14日

鷹栖町長	谷 寿男
東神楽町長	山本 進
当麻町長	菊川 健一
比布町長	伊藤喜代志
愛別町長	前佛 秀幸
上川町長	佐藤 芳浩
東川町長	松岡 市郎
美瑛町長	浜田 哲
上富良野町	向山 富夫
中富良野町長	木佐 剛三
南富良野町長	池辺 彰
占冠村長	中村 博
和寒町長	奥山 盛
剣淵町長	早坂 純夫
下川町長	安齋 保
美深町長	山口 信夫
音威子府村長	佐近 勝
中川町長	川口 精雄
幌加内町長	守田 秀生

○ 資料 27 災害時における応急復旧・物資供給等の協力に関する協定

協定締結事業者等一覧

	協定書名	協定先	協定内容
1	災害発生時における当麻郵便局と当麻町の協力に関する協定	郵便局	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便局ネットワークを活用した後方活動 ・被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供 ・当麻郵便局が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供（車両配備局に限る。） ・郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い ・その他要請のあったもののうち協力できる事項
2	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等の提供 ・災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
3	日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定	日本水道協会 北海道地方支部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水作業 ・応急復旧作業 ・応急復旧用資材の提供 ・工事業者のあっせん ・そのほか特に要請のあった事項
4	災害等の発生時における当麻町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・被災場所における LP ガスの被害状況・復旧状況の情報提供 ・被災場所における応急措置・復旧工事 ・避難場所への LP ガスの供給・関連機器の設置 ・供給停止が長期となる場合の簡易コンロ等の手配 ・大規模火災現場における LP ガス設備の撤去等安全対策
5	当麻町の災害時における応急対策に関する協定書	当麻建設協会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害物の除去及び応急復旧 ・公共土木施設等の応急復旧 ・河川の水害防御のための応急措置 ・応急対策に必要な建設資機材の調達及び輸送 ・その他当麻町が必要とする事項
6	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害対策センター	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に物資を迅速かつ円滑に被災地に供給すること。 ・災害における緊急対応可能な物資は、作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等、トイレ関係等（別表のとおり）
7	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住民を救助するための物資の調達及び供給 ・店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力

8	災害時における応急対策業務に関する協定	上川地方建設業協会連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急人命救助に伴う障害物の除去業務 ・道路施設の損壊等に伴う道路交通確保業務 ・河川施設の損壊等に伴う治水安全確保業務 ・緊急パトロール業務
9	災害等における緊急放送等に関する協定	旭川ケーブルテレビ株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急放送を通じて、広く町民に情報伝達を行うことで、災害による被害の軽減を図る。
10	災害等における（石油類）燃料の供給等に関する協定	旭川地方石油販売業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両等への（石油類）燃料の優先給油 ・災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への（石油類）燃料の優先供給 ・取扱い物資の供給及び要員の動員等
11	福祉避難所の指定に関する協定書	社会福祉法人当麻柏陽会	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合の災害時要援護者への避難援護 ・対象者やその家族に対する食品、生活必需品の給与又は貸与 ・対象者やその家族の相談等日常生活上の支援、対象者が必要とする福祉サービス等

○ 資料 28 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、当麻町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。

2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
 - (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
 - (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合
- 2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

（相互の情報交換）

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

（その他）

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

（適用）

第10条 この申合せは、平成22年5月31日から適用するものとする。

平成 22 年 5 月 31 日

甲 北海道開発局長

乙 当麻町長

〔 様 式 〕

○ 別記第1号様式 災害情報報告

災 害 情 報 報 告

(報告第 号)		部 長	班 長	班 員	
報 告 日 時	年 月 日 () 時 分				
報告者の所属・氏名	部 班				
情報提供者の氏名等	住所 氏名 〆 () -				
情報提供者の所在					
情報提供の方法	電話 ・ 訪問 ・ その他 ()				
災 害 情 報 の 内 容	区 分	<input type="checkbox"/> 被害情報 <input type="checkbox"/> 資機材等の要請 <input type="checkbox"/> 支援要請 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		概	発 生 日 時	年 月 日 時 分 (確認)	
		場 所			
		原 因			
		被 害 状 況			
		応 急 措 置			
		対 策 要 求			
		気 象 等 の 状 況			
		要	そ の 他		

(特記事項)

注 太枠内は、第三者から情報提供があった場合に記入すること。

○ 別記第2号様式 職員参集状況報告書

職員参集状況報告書

			受付番号	
参集場所			氏名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所属	課 係
	到着時間	時 分	部・班名	部 班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・バ・車・交
本人・家族等の安否の状況				
参集路上での被害の状況				
参集途上における留意事項				

- 注1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
- 2 班長又は所属長は、収集後に総務対策部（職員班）に提出すること。
- 3 受付番号は、総務対策部（職員班）で記入すること。
- 4 「職員・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
- 5 「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
- 6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
- 7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○を付けること。

○ 別記第 4 号様式 職員参集状況受付簿

職員参集状況受付簿

対策部長 様

対策部 班長

番号	所属・職氏名	参集時刻	参集方法	備考（職員の健康状態等）
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	

注 1 「参集方法」欄は、徒歩の場合は歩、自転車の場合は転、自動二輪の場合はバ、自動車の場合は車、交通機関利用の場合は交に○印をつけること。

2 「備考」欄は、参集した職員が負傷等により、作業を行うに当たり支障のある場合に限り記入すること。

○ 別記第5号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

対策部長 様

総務対策部長

所 属 ・ 職 氏 名	連 絡 方 法	連 絡 時 間	連 絡 の 可 否	本 人 ・ 家 族 等 の 安 否 状 況	備 考 (参集可能時間等)
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		
	電 話 その他 ()	:	可・否		

○ 別記第6号様式 気象通報受理簿（兼送信票）

気象通報受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	主担当	副担当	合 議
発信日時	午前 年 月 日 時 分 午後				電話・電報・IP告知	連絡
					その他（ ）	
発信者				受信者	印	
予警報の 種 類				発表時刻	時 分	発表機関
受 理 事 項						
処 理 方 法						

○ 別記第7号様式 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 日

(市町村名)

至 年 日

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備考
	団体数	活動延 人員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	団体数	使用資材費			
							主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	
道(都府県)分 前回迄		人	円	円	円		円	円	円	
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計										
水防管理団体分 前回迄										
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 別記第 8 号様式 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 分	現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関 (振興局・市町村名等)			受信機関 (振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)			受信者 (職・氏名)	
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン関係の状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等の 設置状況	(名 称) (設置日時)	月	日	時 分設置
	(名 称) (設置日時)	月	日	時 分設置
(2) 災害救助法の適用 状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

○ 別記第9号様式 被害状況報告(速報・中間・最終)

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在		
災害発生場所								
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名			
	職・氏名				職・氏名			
	発信日時				受信日時			
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木被害	道工事	河川	箇所	
	行方不明	人				海岸	箇所	
	重傷	人				砂防設備	箇所	
	軽傷	人				地すべり	箇所	
	計	人				急傾斜地	箇所	
			道路			箇所		
			橋梁			箇所		
			小計		箇所			
② 住家被害	全壊	棟			市町村工事	河川	箇所	
		世帯				道路	箇所	
		人				橋梁	箇所	
	半壊	棟			小計	箇所		
		世帯			港湾	箇所		
		人			漁港	箇所		
	一部破損	棟			下水道	箇所		
		世帯		公園	箇所			
		人		崖くずれ	箇所			
	床上浸水	棟		計	箇所			
		世帯		⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻	
		人			破損	隻		
	棟		計		隻			
	床下浸水	棟		漁港施設	箇所			
		世帯		共同利用施設	箇所			
人			その他施設	箇所				
計	棟		漁具(網)	件				
	世帯		水産製品	件				
	人		その他	件				
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	計				
		その他	棟					
	半壊	公共建物	棟	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所	
		その他	棟			治山施設	箇所	
	計	公共建物	棟			林道	箇所	
その他		棟	林産物			箇所		
			その他			箇所		
			小計	箇所				
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没	ha		一般民有林	林地	箇所
			浸冠水	ha	治山施設		箇所	
		畑	流出・埋没	ha	林道		箇所	
			浸冠水	ha	林産物		箇所	
	農作物	田	ha	その他	箇所			
		畑	ha	小計	箇所			
	農業用施設	箇所		計	箇所			
	共同利用施設	箇所						
	営農施設	箇所						
	畜産被害	箇所						
その他	箇所							
計								

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)
⑧衛生被害	水道		箇所		⑪社会教育施設被害			箇所	
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬その他	鉄道不通	箇所		
	火葬場		箇所			鉄道施設	箇所		
計		箇所		被害船舶		隻			
⑨商工被害	商業		件			空港	箇所		
	工業		件			水道	戸	—	
	その他		件			電話	回線	—	
	計		件			電気	戸	—	
⑩公立文教施設施設	小学校	箇所		ガス		戸	—		
	中学校	箇所		ブロック塀等		箇所			
	高校	箇所		都市施設		箇所			
	その他文教施設	箇所		計		—			
	計	箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件		
罹災世帯数			世帯			危険物	件		
罹災災者数			人			その他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道 (支庁)								
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報ごつき取り扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

○ 別記第 10 号様式 災害情報速報

災 害 情 報 速 報 (第 号)

当 麻 町

報告日時 月 日 時現在

気象状況			降雨量	総雨量		mm
	河川名		地区名	概要 (水位等)		
主要河川 状況						
道路橋梁 状況	路線名等		地区名	概要 (不通箇所等)		
浸水状況	地区名	概要		地区名	概要	
避難状況	区分	地区名	避難場所	避難人員	時間	
	避難指示					
	避難勧告					
	自主避難 (避難準備情報)					

○ 別記第 11 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）

別表 第 1 号様式

従 事 第 号	公 用 令 書				
	住 所 氏 名				
	災害対策基本法第 65 条の規定に基づき、次のとおり			従事 協力	を命ずる。
	年 月 日	処分権者			印
従事すべき業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間					
出頭すべき日時					
出頭すべき場所					
備 考					

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第 2 号様式

保 管 第 号	公 用 令 書				
	住 所 氏 名				
	災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
	年 月 日	処分権者			印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり 管理 収用 を使用する。 年 月 日 処分権者 印																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">数 量</th> <th style="width: 12.5%;">所 在 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">範 囲</th> <th style="width: 12.5%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 変 更 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第号）にかか る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 印		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更した処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 60px;"> </td> </tr> </table>	変更した処分の内容	
変更した処分の内容		

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
	住所 氏名
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
	処分権者 印

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	年 月 日 生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
平成 年 月 日 交付	
	当 麻 町 長 印 交付責任者 印

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。 2. 本票は 年 月 日まで有効とする。 3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。 4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

○ 別記第 12 号様式 避難者世帯名簿

避 難 者 世 帯 名 簿

[避難所名

]

No. _____

現 住 所				被 災 場 所			
世帯主氏名				親族その他への連絡先 (略・住所・電話番号)			
電 話 番 号							
入 所 世 帯 の 状 況	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	続 柄	性 別	職 業 (勤務先)	入 所 日 時	退 所 日 時
		M. T. S. H 年 月 日	世帯主	男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
		M. T. S. H 年 月 日		男・女		月 日 時	月 日 時
備 考 欄							

注 1 一世帯ごとに記入すること。

注 2 「被災場所」欄には、現住所付近以外の場所で被災した場合に記入すること。

注 3 児童・生徒等については、「職業」欄に学校名・学年を記入すること。

注 4 「備考」欄には、次の事項について記入すること。

- (1) 世帯内に病気療養中の者がいるときは、その者の病名及び症状等
- (2) 退所する場合、その移動先が現住所以外のときは、その移動先の住所・氏名・電話番号
- (3) その他特記事項

○ 別記第 13 号様式 避難所収容台帳

(避難所：)

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計 (日間)						

- 注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。
 2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

○ 別記第 14 号様式 避難所設置及び収容状況

(当麻町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関		実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から	月 日まで				
計		既存建物						
		野外仮設						

- 注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○ 別記第 15 号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

当 麻 町

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 16 号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

当 麻 町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 17 号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

当 麻 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借 上 等		金 額	修			繕 費	燃料費	実支出額	備考
			使用車両			故障車両等		修繕月日				
			種 類	台 数		名 称 番 号	所 有 者 氏 名					
					円				円	円		
計												

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 18 号様式 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

当 麻 町

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 19 号様式 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

当 麻 町

供 月	給 日	対 象 員 人	給水用機械器具							実支出額	備 考
			名 称	借 上		修 繕			燃料費		
				数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費			
		人			円		円		円		
計											

注 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 20 号様式 世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

平成 年 月 日 時現在

当 麻 町

世帯構成員別 被害別	世帯構成員別										計	小学校	中学校	
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯				
全 壊 (焼)														
流 失														
半 壊 (焼)														
床上 (下) 浸水														

○ 別記第 21 号様式 物資購入 (配分) 計画表

物 資 購 入 (配 分) 計 画 表

平成 年 月 日 時現在

当 麻 町

世帯 品 目	単 価	世帯												計				備 考	
		人世帯				人世帯				人世帯				数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額		
		数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額						
計																			

- 注) 1. 本表は、全壊 (焼)、流出世帯分と半壊 (焼)、床上 (下) 浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第 22 号様式 物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

平成 年 月 日 時現在

当 麻 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成人員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

Ⓜ

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 23 号様式 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印 _____

連絡先 (避難所・電話番号等) _____

給付 (貸与) 年月日	品 名	数 量	備 考

○ 別記第 24 号様式 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名 印

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
			人		人	円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 25 号様式 医療実施状況

病院診療所医療実施状況

当 麻 町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬点数	金額	備考
				入院	通院			
				入院	通院	点	円	
計	機関							
	人							

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

○ 別記第 26 号様式 助産台帳

助 産 台 帳
当 麻 町

分 べ ん 者 氏 名	分 べ ん 日 時	助 産 機 関 名	分 べ ん 期 間	金 額	備 考
	月 時 日 分		月 日 日 日 分	円	
	月 時 日 分		月 日 日 日 分		
	月 時 日 分		月 日 日 日 分		
	月 時 日 分		月 日 日 日 分		
	月 時 日 分		月 日 日 日 分		
	月 時 日 分		月 日 日 日 分		
	月 時 日 分		月 日 日 日 分		
	月 時 日 分		月 日 日 日 分		
	月 時 日 分		月 日 日 日 分		
	月 時 日 分		月 日 日 日 分		
	月 時 日 分		月 日 日 日 分		

○ 別記第 27 号様式 学用品の給与状況

学用品の給与状況

当 麻 町

学 校 名	学 年	児童生徒氏名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 目 の 内 訳							実 支 出 額	備 考
					教 科		書	そ の 他		学 用 品	記		
					国 語			鉛 筆	ノ ー ト				
				月 日								円	
計												円	
小学校		人										円	
中学校		人										円	

学用品を上記のとおり給与しました。

年 月 日

給与責任者（学校長）
氏 名

印

注 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。

注 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

注 3 本様式は、救助法の適用時にはその事務に用いること。

○ 別記第 28 号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

当 麻 町

世帯主 氏名	家族数	所在地	構造 区分	面 積	敷地 区分	着 工 月 日	竣 工 月 日	入 居 月 日	実支出額	備 考
	人								円	
世 帯										

- 注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な
 図面を作成し添付すること。
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。
 7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 29 号様式 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

当 麻 町

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額	摘 要
			円	
計 世帯				

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 30 号様式 死体の搜索状況記録簿

死 体 の 搜 索 状 況 記 録 簿

当 麻 町

年 月 日	搜 索 員 人	搜 索 用 機 械 器 具							実 支 出 額	備 考	
		名 称	借 上			修 繕					燃 料 費
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費	修 繕 の 概 要			
	人			円		円		円	円		

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
- 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 31 号様式 死体処理台帳

死体処理台帳

当 麻 町

処理日 年 月 日	死体発見 の 日 時 び 所 の 及 場	死 氏 名	遺 族	洗 浄 品 名	洗 浄 等 の 処 理	死 体 の 一 時 保 存	検 案 料	実 支 出 額	考 備
						円	円	円	
計		人							

注 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 32 号様式 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

当 麻 町

死亡年月日	死亡者		埋葬氏名	埋葬を 行った者 との関係	埋葬者 の氏名	埋葬又は 火葬料	葬 費		備 考
	氏名	年齢					骨	計	
					円	円	円	円	
計		人							

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
- 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
- 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
- 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 33 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

当 麻 町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額 円	除去に要すべき 状態の概要	備 考
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 34 号様式 賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

救助種別													
住 所	氏 名	日 額	月 分					基本賃金		割増賃金		給与額	
			日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額		
計	人	円											

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

○ 別記第 35 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関								
		担 当 者 職 氏 名								
		連 絡 先		TEL			FAX			
災害の状況・派遣理由	覚 知		年 月 時 分							
	災害発生日時		年 月 時 分							
	災害発生場所									
	災 害 名									
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況									
派 遣 を 必 要 と す る 区 域					希 望 す る 活 動 内 容					
気 象 の 状 況										
離 着 陸 場 の 状 況	離 着 陸 場 名									
	特 記 事 項		(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況 (障害物等) ほか)							
必 要 と す る 資 機 材				現 地 で の 資 機 材 確 保 状 況						
				特 記 事 項						
傷 病 者 の 搬 送 先					救 急 自 動 車 等 の 手 配 状 況					
他 機 関 の 応 援 状 況	他 に 応 援 要 請 し て い る 機 関 名									
	現 場 付 近 で 活 動 中 の 航 空 機 の 状 況									
現 地 最 高 指 揮 者		(機 関 名) (職 ・ 氏 名)								
無 線 連 絡 方 法					(周 波 数)		H z			
そ の 他 参 考 と な る 事 項										
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考	

○ 別記第 36 号様式 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

年 第 号
月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部長 様

当麻町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第 8 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭 乗 者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 別記第 37 号様式 救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	当麻町	電話	FAX		
担当者	課名	職名	氏名		
2 依頼病院名	電話				
所在地					
担当者（医師名）	医師		氏名		
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電話	FAX				
受入れ医療機関の了承 有 ・ 無					
4 ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
	体 重	kg		職業	
ふりがな 住 所					
ふりがな 病 名	現状				
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入医療機関）					
氏 名	医師		年齢	歳	体重 kg
	看護師				
	付添人	続柄			
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴（規格 ×、重量 g）②保育器（規格 ^H × ^W × ^L 、重量 g）					
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）					
④その他（名称、規格 ×、重量 g）					
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
①依頼病院		kg	kg	kg	
②受入れ医療機関		kg	kg	kg	
現地離着陸場					メモ

○ 別記第 38 号様式 自衛隊災害派遣要請の依頼について

年 月 日
第 号

北 海 道 知 事 様

当 麻 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣の要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

○ 別記第 39 号様式 自衛隊災害派遣撤収要請の依頼について

年 第 号
月 月 日
日

北 海 道 知 事 様

当 麻 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

当麻町地域防災計画 【資料編】

【平成 31 年3月】

発 行：当麻町 総務課
所 在 地：〒078-1393
 北海道上川郡当麻町 3 条東 2 丁目 11 番 1 号
電 話：0166-84-2111
